

認知症予防専門士制度 認定更新の手引き

一般社団法人 日本認知症予防学会

I. 更新される方

更新単位 50 単位以上を取得されている方は、更新審査料を振り込んでいただき、かつ必要書類を不備なく、提出してください。

1) 更新審査料

10,000円

2) 振込について

下記よりお振込みください。なお、いずれも振込手数料は申請者負担でお願いします。
なお、ネットバンキングにて振り込まれる場合は、送金明細となるページをコピーし、受領証の代替として提出してください。

《振込先》

三菱 UFJ 銀行 北九州支店 普通口座 1102307

ゆうちょ銀行 記号 17470 番号 88181831

ゆうちょ銀行へ他金融機関からの振込みの場合

店名：七四八（ナナヨンハチ） 店番：748 預金種目：普通預金 口座番号：
8818183

口座名義

一般社団法人日本認知症予防学会（イッパシヤダシホジシニホシニシヨウヨホウカクカイ）

3) 必要書類

- ・認知症予防専門士認定更新申請書
- ・更新単位分の単位証明書(※コピーを提出ください)
(学術集会の参加証、他学会の参加証明証など)
- ・振込受領証または振込明細書のコピー
- ・認知症予防専門士認定カード用写真 1 枚(縦 3.0×横 2.4)

4) 書類提出について

配達記録が残る方法(簡易書留や宅配便など)にて下記まで送付してください。

〒805-0033

福岡県北九州市八幡東区山路松尾町 13-27

一般社団法人 日本認知症予防学会

5) その他

- ・認定更新の手続きは、なるべく期限に余裕を持って行ってください。
- ・日本認知症予防学会主催の研修会等の参加証明は事務局にて確認が取れますので、単位証明書の提出は必要ございません。
- ・すでに認定更新に必要な単位を取得されている方が、更新手続きを行わない場合は 認知症予防専門士の資格を失いますのでご注意ください。

Ⅱ. 更新を保留される方

必要な更新単位が不足し、更新が期限に間に合わない方は、更新保留届を提出してください。
承認された場合、認定更新の期限を1年に限り、延長することができます。

1) 必要書類

認知症予防専門士認定更新保留届

2) 書類提出について

配達記録が残る方法(簡易書留や宅配便など)にて下記まで送付してください。

〒805-0033

福岡県北九州市八幡東区山路松尾町 13-27

一般社団法人 日本認知症予防学会

Ⅲ. 更新を辞退される方

認定更新を辞退される方は、辞退届を提出してください。

その場合、認知症予防専門士資格は喪失いたしますので、予めご注意ください。

1) 必要書類

認知症予防専門士辞退届

2) 書類提出について

配達記録が残る方法(簡易書留や宅配便など)にて下記まで送付してください。

〒805-0033

福岡県北九州市八幡東区山路松尾町 13-27

一般社団法人 日本認知症予防学会